

事業報告書等が未提出の特定非営利活動法人への対応方針

所轄庁が徳島県知事である特定非営利活動法人のうち、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第29条の規定に基づく事業報告書等が未提出である法人に対しては、原則として、次のとおり対応するものとする。

（法人の代表者への督促）

- 1 提出期限から2月を経過しても提出がない場合、法人の代表者に対して、書面により督促する。
なお、通知した期限内に提出がない場合は、法人の代表者に対して、電話又は事務所訪問等により、提出するよう指導を行う。

（法人の役員全員への督促）

- 2 1の通知後、1月を経過しても提出がない場合、法人の役員全員に対して、書面により督促する。

（市民への説明要請）

- 3 1又は2事業年度未提出の法人で、通知した期限内に提出がない場合は、当該法人に対し、「市民への説明要請」を行う。

（過料事件の通知）

- 4 2の通知後、2月を経過しても提出がない場合は、原則、管轄の地方裁判所に法第80条第5号の規定に基づく過料事件として通知を行う。

（設立認証の取消し）

- 5 3事業年度継続して提出がない場合は、行政手続法第13条第1項第1号の規定に基づき、聴聞を行う。その手続については、行政手続法及び聴聞規則（徳島県規則第49号）で定めるところによる。
聴聞において、合理的な回答がなされなかった場合、法第43条第1項の規定による設立認証の取消しを行う。

（県民への情報提供）

- 6 法第43条第1項の規定による設立の認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県のホームページにおいて、県民に対し情報提供するものとする。
 - （1）団体の名称及び主たる事務所所在地
 - （2）認証の取消日
 - （3）認証取消しに至った理由

附 則

この基準は、平成21年11月10日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年9月8日から施行する。